

各位

(一財)日本海洋レジャー安全・振興協会

一級・二級小型船舶操縦士国家試験における学科試験新問題について

令和3年4月の「小型船舶の航行の安全に関する教則」の改正に伴い、第2章 交通の方法の第1課 一般海域での交通の方法(海上衝突予防法)に下記の3項目が加われました。

1-11 切迫した危険のある特殊な状況

1-12 注意等を怠ることについての責任

1-13 他の法令による航法等についてのこの法律の規定の適用

同項目に関する試験問題を令和4年4月以降に実施される学科試験から出題します。

出題されるのは、一般科目の間18となります。

1-11 切迫した危険のある特殊な状況

船舶は運航上の危険及び他の船舶との衝突の危険に十分に注意し、かつ、切迫した危険のある特殊な状況に十分注意しなければならない。切迫した危険を避けるためには海上衝突予防法の規定によらないことができる。

切迫した危険のある特殊な状況とは、海上衝突予防法に明文化された航法では危険を避けられないような状況をいいます。ここで重要なのは以下の2点です。

① 切迫した危険のある特殊な状況にならないように注意すること

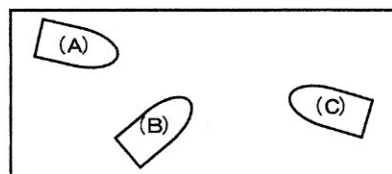
→適切な見張りをを行い、早期に相手船の動静を判断して、通常の航法では回避できない危険な状況にならないようにすることが重要です。

② 特殊な状況になってしまった場合、危険を避けるためには海上衝突予防法で定められた航法を逸脱してもよいこと

→例えば3船が見合い関係になって自船が避航船にも保持船にもなるような場合は、一方に対して保持義務があったとしても、その状況から積極的に避航動作が必要になる場合があります。

<出題例>

問18 船舶間に切迫した危険のある右図のような特殊な状況になった場合において、各船の優先順位を示した次の文のうち、最も適切と考えられるものはどれか。
(海上衝突予防法)



1-12 注意等を怠ることについての責任

海上衝突予防法の規定は適切な航法で運航し、灯火もしくは形象物を表示し、信号を行うこと又は「船員の常務」として、特殊な状況に必要とされる注意を怠ることによって生じた結果を免除するものではない。

「船員の常務」とは、「海事関係者の常識」「通常の船員ならば当然知っているはずの知識、経験、慣行」であり、慣行とは海事関係者の長い伝統の中で確立された良き慣行(グッド・シーマンシップ)である。

海上衝突予防法のどの規定も、船舶を運航させる者が当然行うべき次のことを怠ったことで事故が発生した場合は、原因が不可抗力でない限り、船長や船舶所有者等はその責任を問われることになる、とするものです。

- ・適切な航法で運航すること
- ・適切な灯火、形象物を表示すること
- ・適切な信号を行うこと